

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府
援助琉球政府財政赤字問題 (2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43567

第回赤字交渉結果

秘
無期限

アメリカ局長了
参事官了
北米才一課長

条約課長了
法規課長了

琉球赤字會議
(大蔵省との連絡)

45.12.18
米北1

1. 12月18日 大蔵省官房岡島参事官より 当課
(加藤)に対し 次のとおり連絡された。

(1) 大蔵省としては、沖繩米電第677号の
(1972FYに於ける ARIA 資金の減少)
事情に鑑み、本件に因り第2回会合を至急
開催し、「かかる ARIA 資金の減少は施政
不負責任の責任に及ぶものがある」との趣旨を
米側には申し渡す必要ありと考へる。

(2) 具体的日取としては、~~大蔵省~~ (22日午後)

GA-5

外務省

通知マター合議あり、不適當と思ふ。

米米柳田参事官、米北1 森本参事官に出席し、費用、2は如何

27222.171に23日迄とあり

2

23日、24日の17時(2時5分)。クレーマー
(アサギとの関係)

出席には10回執1211。最悪の巧合亀谷課長
と「欠」22+25+2511と考へる。

(12月21日10:00 54日 大蔵省国際会議室
に於いて、財政機能の participation に
関する會議) 対策府沖繩事務局より
小林指導課長、山口参事官の参加も22
開催の予定に23日外務省から出席を促す理由

2. 18日 加藤より在京米大シニツツに対し、
詳細日時を23日提出するとし、
頃本57會議第2回会合を7開催したく、
その際、^{USCAR} 沖繩現地の専門家を出席せしめ
し、11日 申し渡すこと。

(とあり)

GA-6

外務省

秘
無期限

条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

琉政赤字会議

(助言と援助の問題)

45.12.21
米北一(森中)

21日午後10時から大蔵省国際会議室にて標記会議が概要
つきの上におこなわれた。

出席者: 大蔵省: 前田審議官, 岡島参事官, 森田法規課長
補佐, 対策: 亀谷振興課長, 対策: 沖繩事務局: 小林指

導課長, 山口調査官, 外務省: 森中。

(都合により森中は11:00にお出席したが、森中の間、沖繩事務局の
小林課長と山口調査官から、施政権移譲に伴う日政の本件
に関する participation につきの非訟的な USCAR の考え方、
琉政の反応および受取め方及び合同視察委員会における審議の
経緯等につき報告があった由。))

前田審議官より、(1) 琉政財政健全化のため
日本政府の participation については、USCAR

及び琉政に日本政府が具体的に何を要求
すべきかを詰める必要があると述べ、琉政側

の麦入の姿勢、限界等についても見きわめるべきである。
(2) 琉政の今後の関係スケジュールは、2月1日
予算

税制審議会の答申(所得税の減税、間接税は
増収時)以降、米國予算教書発出、人事委員

会の給与勧告等を経て、3月初頃、予算編成
となる見通しである。琉政としては、日政援助

がその予算編成前に決まると歓迎し、これは
税収を見きわめ、不足分は借入金に頼ることに

なろう。(3) 日政としては、開きばかりの par-
ticipation の実質的には何れもやらないの非難
(赤字財政の油計)

を憂い、増税は一切おこなうと琉政の考案
... 増税は一切おこなうと琉政の考案

は 放置しておくべきではない。日政援助予算
内帛の段階で 税審の答申案内容を

何らかの注文をつくらなければならない。
(4) 日政の participation を琉政におく要入

しなければならない。例えば、借入金について、復帰後、
国が引受ける。果ては 責任となるべきもの

を明示して、琉政の復帰後は日政が何れ
引受けてくれるかの安易な考え方を正しく

方向が必要であり、これにより日政 participation
の裏付けがよくなるように思う。

専述へた。

2. 尾形振三課長より、(1) 琉政の来年度の予

算は、復帰後の支出負担行為を増加にお
こすとの琉政の思惑あり。相当窮迫にわた

と存じでは明白である。(2) 人事委員会の給与
勧告も支出増につながらざる要素である旨

答言に。

3. 前田審議官より、(1) 米側から、日本政府が
participate にも琉政赤字問題が解決しなくては

と言われない結果を来たるには、現在進めて
交渉上不利となる。(2) 従って、participate 存在

のための具体的な問題点を洗い出し、何れに
行なうべき結果として、日政が participate i

の進行) ちから赤字が押えられぬの姿勢と米側に示す
ことが肝心である。(3) 大蔵省としては、

(4) 琉政の(来経) 予算全般に對して participation は、
米國、予算教書の出る前に行ない。(10) 琉政

の税制問題に對して、participation は、琉政、

税制審議会答申ありおこなうべきと考へるか。
税制問題に7-7はあつは 答申の延期方申し

入札の必要ありと考へる。

(4) 入札は、答申(2月1日決定)まで同様に

合つた participation のための基本方針案を
英米者-対策行(内容にたい自治省に)同様に

協議。作成するべきに。

(5) USCAR 側には、日政の税制に関する partici-

nation は非琉球人課税問題に触れぬ限りの
特許問題と存在すると思ふ。等述へる。

全般にわたって大塚・井野の共同
で発言しているかあるから、

特定の箇所だけを
特()
な()

前田 義彦

特()
な()

12/30

19) 与平()
oico 8 ()

極 秘
無 期 限
3 部 の 内
1 号

12/26. 大蔵省に送付
3-2 送付済み
(12/26)

1 条約課長
2 法規課長
3 アメリカ局長
参事官
北米オ-課長

琉政赤字問題に関する日米交渉(第1回)

45. 12. 15

外務省アメリカ局北米一課

標記の日米交渉は、12月15日午後3時30分より外務省会議室にて概要次のとおり行われた。

(注: 発言は、「千葉*」とあり、*は: 大蔵省SDPに協議の上発言せしめ。)

出席者:

日本側:

大蔵省 - 前田審議官、岡島参事官、森田法規課長補佐
沖縄北方対策庁 - 亀谷振興課長

外務省 - 千葉北米オ-課長、柳井(条約課)、加藤、森本(北米オ-課)各事務官。

大蔵省前田審議官了承す

(12/30)

GA-5

2980

外務省

2

米側:

在京米大使館 - ランテ参事官、ダットン書記官、
シュミツ書記官

千葉課長: 本日の会議は、琉球政府の借入金問題を含め琉球政府の財政問題につき日米間で討

議を行なうためのものであるが、この話し合いを東京で行なうことについては、民政機能移行の合意に関

連して了解されたところである。

(1) わが方としては、琉政の財政赤字をこれ以上

増やすべきでなく、できれば減らしたいと考えているが、米国援助の削減がこれまで赤字の *crucial*

factor であったので、今後復帰までの間に行なわれる米国援助の問題を取り上げたく、また、

(2) 琉政の予算、税制等 財政の分野における日本政府の参加をいかに行なうべきかという点、

GA-6

外務省

(3) 復帰の時点でも残ることあるべき琉政の赤字を
いかに処理するかという問題も議題としたい。

ラング事務官： 琉球政府の財政に関する日本政府の
提案は聴きたいが、この分野について大使館はよく

知らされていないので、コメントできないこともあると思う。

シュミツ書記官： 琉球政府の予算、及び米国の援助

問題については、大使館には専門知識がないので、
日米双方が共同で琉球政府に如何に働きかける

（この中に含める）

かの方式につき協議し、その上でその具体的な肉付け
は、琉球政府及び米国民政府に委ねることとして
（沖縄改地の1/4は日本政府が負担）

どうか。

千葉課長： その前に現在日本にとっては、対琉球政府

援助予算の作成上大事な時期にあり、この援助額
決定上、最も大きな要素たる '72会計年度の米国

の対琉球政府援助に対する考え方を聴きたい。

ラング事務官： 米国議会での審議の関係もあるが、'72

会計年度の対琉球政府援助の見通しは暗い。

現在、はっきりした数字は分らないので、ワシントンに聞く
（政府原案の件）

必要がある。米国政府の考え方が判り次第知らせ
たいが、何時までに知らせたらよいか。

千葉課長： 12月23日に予算の内示があるので、できた
らそれまでに知らせて欲しい。

シュミツ書記官： 米国議会の感觸は、沖縄はいずれ
日本に復帰するものであり、それ迄は従来の施政を

行なっていくが、その間、米国民政府が是非行なう
べきプロジェクトを除いては援助の増額を行な

おうとする意図は少ないようである。また、沖縄
住民としても米国援助をそれ程期待していないよう

には思えない。もと米国民政府は一般資産に
ついての権限は有している。最近、米陸軍次官代

理が沖繩に出張したが、沖繩援助を増額
すべきとの現地側^{の意見}の感觸は受け取れなかった
_(である) 負字が件名にあると見取

旨述べている。また、米国が対琉球政府援
助額を如何に決めているかとは明らかでは

ないが、見通しは非常に暗い。なお、現地米
国民政府が対琉球政府援助の必要性に

つき、如何に考えらるかは判り次第お知らせ
したい。

4葉課長：現地米国民政府側が本国政府に
対し、琉球政府援助についていかなる意見を
_(要請)

出したかを教えていたか。

シヨミツ書記官：大使館は、陸軍省と米国民政

府間のチャンネルは関与してはいるので判らないが
現地の何らかの感觸をとらえるよう努めたい。

然し、これを日本政府に伝えることの許可がとれ
るかどうかは判らない。

4葉課長：米国民政府から援助問題の専門家
を連れてくることかできるか。

シヨミツ書記官：米国民政府と大使館との職務
分担の問題がある。政治的な問題については

東京での外交チャンネルで行ない、その他のロー
カルな問題については沖繩北方対策庁沖繩

事務局、沖繩復帰準備委員会等現地で
米国民政府と直接折衝を行なうべきである。

4葉課長：この夏の非公式会議には米国民政府
から専門家が参加した前例もあり、旁々大蔵省

主計局にとっては、予算折衝の時期も切迫しているので、今回も是非米国民政府より専門

家を派遣してもらいたい。

ランデブ事官：米国民政府がワシントンに如何な

る援助に関する稟請を行なったかにつき知りたいならば、むしろワシントンの専門家を招致

した方が良いのではないか。尤もワシントンでも稟請の額そのものを明らかにすることはできない。

千葉課長：具体的な額を知ろうとは思わないが稟請の背後にある考え方につき承知したいので

ある。場合によっては、日米の専門家のみの討議の場を別に設けてもいい。

ランデブ事官：この点は後回しにして、先に進むこととしたい。

千葉課長：民政機能への日本政府の参加に関し、財政関係の3項目についていかなる形式、メカニズム

で行なうか等参加の実施に関する米側の考え方如何。この点は、沖縄からの専門家の招致と関

連する点でもあるので伺っておきたい。

シミツ書記官：米国民政府と琉球政府は1966

年以前は同じ建物に在り、hourly basisで助言と援助を行なわれていたが、米国民政府

が別の建物に移ってからは、日常的な接触は^{以前}導かれたが、琉球政府の予算については依然毎日(1日2回程度)の

のように接触が行なわれている。予算以外の面でも同様、密接なコンタクトがある。沖縄北

方対策庁沖縄事務局と琉球政府間の関係も同様である。琉球政府に対する日米の助

言と援助についての協議は、端的に云って、
 (イ) 東京では琉球政府に対する基本的なアプ
 ロ-4を検討し、沖縄においては、その細目を
 決定していくことであり、
 (ロ) 県政移行に備え、復帰時における琉球
 政府の財政の仕組みを検討し、現在の琉球
 政府の財政の運営ぶりを改善することであり
 必要に応じて、東京-沖縄の双方で協議を
 続けていくこととしたい。

ランデ: 日本側からサセヌ437/あるは伺い
 たり。
 千葉: シミツの説明は、東京におい
 て骨組を決定し、沖縄におい
 て肉付けをするといことは解
 らないが、おと具体的な説明
 ありたい。
 シミツ: 最大の南の事業は琉球
 政府に對し、財政上の責任を
 負うべきである。だが、琉球
 政府は収入の範囲内で支出
 すべきである。
 この対策は2面あり、1は
 収入面、他は収入面である。
 肉付けは、琉球政府は無責任な
 支出を行つてゐる。人件費(給

子と人数)の削減及び不平等を
 防止を兼ねて控えることを 政府が
 せよと している。(b)に ついては、合同
 税制委員会が 琉球政府が沖縄に
 対して 税率を 本土並りに引き上げる
 ことを勧告している。これは 琉球政府
 の 税収増加の ためだが、同様の
 復帰に 資するものと思ふ。

琉球政府に 対して、二ヶ年 後に 本土
 並りに 琉球政府は 非琉球人に 対して
 (布衣税制)を 引き上げる
 べきと 勧告している。これは、
 復帰に 資するものと思ふ。
 (税制)を 本土並りに 引き上げる
 べきと 勧告している。これは、
 復帰に 資するものと思ふ。
 布衣税制の 廃止を 行おうとする

行おうと 考えている。本土並に 税制
 ということが、~~その~~ 従うべき 基本的
 な 原則である。

また、~~これは~~ 琉球政府に 対して、
 琉球政府に 対して、
 税率を 本土並りに 引き上げる
 べきと 勧告している。これは、
 復帰に 資するものと思ふ。
 (税制)を 本土並りに 引き上げる
 べきと 勧告している。これは、
 復帰に 資するものと思ふ。
 布衣税制の 廃止を 行おうとする

琉球政府に 対して、二ヶ年 後に 本土
 並りに 琉球政府は 非琉球人に 対して
 (布衣税制)を 引き上げる
 べきと 勧告している。これは、
 復帰に 資するものと思ふ。
 (税制)を 本土並りに 引き上げる
 べきと 勧告している。これは、
 復帰に 資するものと思ふ。
 布衣税制の 廃止を 行おうとする

に有るというが、非現実的であり、是が
特設課程を設けるというが順序にあ

る。以上、詳細については大蔵省側か
ら説明有ることを致した。

*
4葉(※): 特にこれ以上の追加を必要とし
ないが、この案は今後の討議にか

取り上げることとした。

5葉(※): 布令規制による徴収額は少額に
あり、政治的の要素はありが、総

統的責任(政治的責任)を担うこととし、
社会との関係(日本政府の)を
も強く示す必要はない。

*
4葉(※): 金額が如何に少額なりとも赤字
の一因となることは変わりなく、歳入面

では半国政府の援助減少の問題

歳出面では、給料、ペーパー、不
要なプロジェクトの問題等と併せ、全体

として関心がある。

5葉(※): 問題の規模からして、最初布令
規制の問題については act するは困難。

6葉(※): 干渉、歳入、規制等の問題につ

いて、米側は主要な責任を負うこと
を主張する。

7葉(※): 非米国人に対する
課税は高等弁務官の監督の下

に置き、この意向を表明している。高
等弁務官は米国の非米国人への特設

的課程も米政府の政治的問題に
して承認しているが、他方高等弁務官は

在沖米国人の代償にもあつて、

「琉球政府の財政政策は適当な
 はず」との米国人側からの圧力と、琉
 球政府側からの圧力のバランスの問題
 に直面している。琉球政府側が税
 制改革につき改善のあとを策定しな
 ければ、沖縄住民と在沖米国人との
 間の政治的バランスの問題につい
 て、沖縄以外では討議を断念する
 といふのが専断発言の考案である。
 東京（在外）討議は general policy
 に関連するものとなるが、若し二の骨組み
 について合意が成立しないのであれば、本
 問題は一切討議しないということに
 したい。

ダットン： 11月10日、専断的・複雑な由
 題である。

*
 4葉： 議論を総合すると、(1) 1972会計年
 度の米の援助、(2) 1972年の収支全般、
 (3) 累積赤字の順序の討議を続けた。
 (4) 11月12日、7月22日（休暇）に米
 側からの資料入手状況を合意するにとど
 まる。翌10日、11月12日、5日間に亘る
 話し合いは、一般的に考案を論
 ずるにとどまる、というところ。

シニヤ： (1) 11月12日、非琉球人に討議課
 題を対象から除外することを決
 した。骨格の中の唯一の神経である。

4葉： この問題は、留めたいわけにはいかぬ

い。しかし神経には触れぬように
 した。

シニツ： ~~た~~ ランポート 高等弁務官のトキヤグ
 ホインツに渡したメモ、及び 政府移行に
 関する合衆文書に於いても、この内題は専
 断的に 政府に留保されるべきことか
 明示されてゐる。

4葉： 本なる言葉統制を日本側が支配する
 といつてゐるわけにはない。日本側が本なる
 政府機能に参加する上にも、前記の
 方針を是出するわけには、本内題に漏れ
 ずに 通りつては困難である。高等弁務官
 の 専断的な権限を犯すといつてもいい
 ない。

シニツ： 本内題は、日本側が 助言と援助を
 所望する領域から本内題と除かれ
 いる。本に、琉球政府に与る助言と援
 助に付いての日米相互の了解の旨に本内
 題を組み入れることとした場合は、高等弁
 務官側から与る説明 (description) が
 内題にわたる。

4葉： しかし、本内題を避けて通るわけ
 unrealistic である。

5葉： 本件について討議したところ、琉球
 政府に与る助言と援助に付いての日米
 相互の了解の旨の内容には、本件を含め
 るべきといふ。

4葉： 了解する。

極 秘
無 期 限
10 部 の 内
号

琉政赤字問題に関する日米交渉(第1回)	
配 付 表 (10部内)	
No.	配 付 先
1	米北一長
2	控 (copy 用)
3	大蔵省・国策参事官 (印)
4	対策庁・産学振興課長 (印)
5	系長
6	系 長
7	米
8	中 絶
9	記録可成
10	控

GA-6

外務省

極 秘
無 期 限
10 部 の 内
号

郵長直報

指示	発信用	執務用	備 考
信	2	1	3
あて先別 付属校査渡 印 (決裁後封印)			

発送日 昭和46年1月11日
処理日
発信 封 封 封 封 封

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 第 11 号 公 信 昭和46年1月9日 日
日 付

大 臣 主管 起案 昭和46年1月6日

政務次官 政務次官 政務次官 政務次官
事務次官 事務次官 事務次官 事務次官
外務審議官 外務審議官 外務審議官 外務審議官
官 房 長 官 房 長 官 房 長 官 房 長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

起案者 森本 電話番号2466

協 議 先
身 長 印
系 長 印

受信者 在米 平場大使 10-17 発信者
在神 高瀬大使 10-8 外務大臣

写 送 付 先 (希望発送日)
月 日

件 名
琉政赤字問題に関する日米交渉 (記録送付)

GA-2 外務省 40 回覧番号 41

米給付 7/号
昭和46年1月9日

外務大臣

(件名)
琉政赤字問題に関する日米交渉(記録送付)

引用公・電信
日付・番号

本件に関する第1回日米交渉は昭和45年12月15日。

外務省にておこなわれたに、実際の記録1部を

貴使参考用に別添送付する。なお本件交渉

の経過については、琉球政府の特別通報に記述されている

右記録の取扱いについては、厳に留意ありたい。

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1

外務省

(※印は文書課記入)

本信送付先 米, 沖俣秀

GA-4

外務省

極 秘
無 期 限
10 部の内
2 号

琉政赤字問題に関する日米交渉
(第1回) 昭和45/2/5
アメリカ局北米第一課

標記の日米交渉は、12月15日午後3時30分より外務省会議室にて概要次のとおり行なわれた。

(注：発言のうち「千葉※」とあるは、特に大蔵省側と協議の上発言せるもの。)

出席者

日本側

外務省 千葉北米第一課長、柳井(条約課)、加藤、森本(北米第一課)各事務官

大蔵省 前田審議官、岡島参事官、森田法規課長補佐

沖縄北方対策庁 亀谷振興課長

米 側

在京米大使館 ランデ参事官、ダットン書記官、シュミッツ書記官

千葉 本日の会議は、琉球政府の借入金問題を含め琉球政府の財政問題につき日米間で討議を行なうためのものであるが、この話し合いを東京で行なうことについては、民政機能移行の合意に

関連して了解されたところである。

- (1) わが方としては、琉政の財政赤字をこれ以上増やすべきでなく、できれば減らしたいと考えているが、米国援助の削減がこれまで赤字の crucial factor であつたので、今後復帰までの間に行なわれる米国援助の問題を取り上げたく、また、
- (2) 琉政の予算、税制等財政の分野における日本政府の参加をいかに行なりべきかという点、及び
- (3) 復帰の時点でも残ることあるべき琉政の赤字をいかに処理するかという問題も議題としたい。

ランデ 琉球政府の財政に関する日本政府の提案は聴きたいが、この分野について大使館はよく知らされていないのでコメントできないこともあると思う。

シュミッツ 琉球政府の予算及び米国の援助問題については、大使館に専門知識がないので、日米双方が共同で琉球政府にいかに働きかけるかの

方式、すなわちいわば骨組みにつき協議し、その上でその具体的な肉付けは、沖縄現地における日本政府出先機関と米国民政府に委ねることとしてはどうか。

千葉 その前に現在日本にとつては、対琉球政府援助予算の作成上大事な時期にあり、この援助額決定上最も大きな要素たる1972会計年度の米国の対琉球政府援助に対する考え方を聴きたい。

ランデ 米国議会での審議の関係もあるが、1972会計年度の対琉球政府援助の見通しは暗い。現在政府原案につきはつきりした数字は分らないので、ワシントンに聞く必要がある。米国民政府の考え方が判り次第知らせたいが、何時までに知らせたらよいか。

千葉 12月23日に予算の内示があるので、できたらそれまでに知らせて欲しい。

シュミッツ 米国議会の感触は、沖縄はいずれ日本に復帰するものであり、それまでは従来の施政を行なつて行くが、その間米国民政府が是非行

なりべきプロジェクトを除いては援助の増額を行なおうとする意図は少ないようである。また沖縄住民としても米国援助をそれほど期待しているようには思えない。もつとも米国民政府は一般資金についての権限は有している。最近米陸軍次官代理が沖縄に出張の途次東京に寄つたが、沖縄援助を増額すべきであるとの気運が議会にあるとは看取できなかつた旨述べている。米国が対琉球政府援助額をいかに決めているかは明らかではないが、見通しは非常に暗い。なお、現地米国民政府が対琉球政府援助の必要性についての考え方は判り次第お知らせしたい。

千葉 現地米国民政府側が本国政府に対し、琉球政府援助についていかなるりん請を行なつたのか承知したい。

シュミッツ 大使館は陸軍省と米国民政府間のチャンネルには関与していないので判らないが、現地のなんらかの感触をとらえるよう努めたい。しかし、これを日本政府に伝えることの許可がとれるかどうかは判らない。

千葉 米国民政府から援助問題の専門家を連れてくることができるか。

シュミツ 米国民政府と大使館との職務分担の問題がある。政治的な問題については東京での外交チャンネルで行ない、その他のローカルな問題については沖縄北方対策庁沖縄事務局、沖縄復帰準備委員会等現地で米国民政府と直接折衝を行なうべきである。

千葉 この夏^の非公式会議には米国民政府から専門家が参加した前例もあり、かたがた大蔵省主計局にとっては予算折衝の時期も切迫しているので、今回も是非とも米国民政府より専門家を派遣してもらいたい。

ランデ 米国民政府がワシントンにいかなる援助に関するりん請を行なつたかにつき知りたいならば、むしろワシントンの専門家を招致した方がよいのではないか。もつともワシントンでもりん請の額そのものを明らかにすることはできない。

千葉 具体的な額を知ろうとは思わないが、りん

請の背後にある考え方につき承知したいのである。場合によつては日米の専門家のみの討議の場を別に設けてもよい。

ランデ この点は後回しにしてさきに進むこととしたい。

千葉 民政機能への日本政府の参加に関し、財政関係の3項目についていかなる形式、メカニズムで行なうか等参加の実施に関する米側の考え方がいかに。この点は沖縄からの専門家の招致と関連する点でもあるので伺つておきたい。

✓ シュミツ 米国民政府と琉球政府は1966年以前は同じ建物にあり、hourly basisで助言と援助が行なわれていた。米国民政府が別の建物に移つてからは、日常的な接触は以前ほどではなくなつたが、琉球政府の予算については依然毎日のように接触が行なわれている。予算以外の面でも同様密接なコンタクトがある。沖縄北方対策庁沖縄事務局と琉球政府間の関係も同様であつてよかるう。琉球政府に対する日米の助言と援助についての協議は、端的にいつて、

- (1) 東京では琉球政府に対する基本的なアプローチを検討し、沖縄においてはその細目を決定してゆくことであり、
- (2) 県政移行に備え、復帰時における琉球政府の財政の仕組を検討し、現在の琉球政府の財政の運営ぶりを改善することであり、必要に応じて東京-沖縄の双方で協議を続けて行くこととしたい。

ランデ 日本側からサゼスチョンならば何したい。
千葉 シュミッツの説明は、東京において骨組みを決定し、沖縄においてその肉付けをするということと解されると思うが、もつと具体的に説明ありたい。

シュミッツ 最大の関心事は琉球政府に対し財政上の責任を求めることであり、まず琉球政府は収入の範囲内で支出することを考えるべきである。この対策には2面あり、その1は(1)支出面、他は(2)収入面である。(1)については、琉球政府は無責任な支出を行なっているため、人件費(給与と人数)の削減及び不健全なプロジェクトを

差控えることを民政府はサゼストしている。(4)については、合同税制委員会は琉球政府が沖縄における税率を本土並みに引上げることを勧告している。これは琉球政府の税収入増加のみならず、円滑な復帰に資するものと思う。

琉球政府に対してこの示唆を与えたところ、琉球政府は非琉球人に対する布令税制を取上げてきた。高等弁務官は布令税制を廃止したいのだが、^{琉球政府が}税制改革を行い税金を本土並みに上げるまでは廃止を行なうわけには行かないと考えている。本土並み税制ということがわれわれの従うべき基本的な原則である。

ランデ 以上が骨組みであり、その肉付けは現地で行なうこととしたい。

千葉 大蔵省によれば、民政の移行については大蔵省としても関心のあるところであるが、琉球政府が税制改革を行なうまで布令税制を廃しないとの考え方は、現在の琉球政府の一般と非琉球人に対する特権的課税の格差の問題を解決しないまま一斉に本土並みへ持つていくという

ことなる^もので不合理な考え方である。

布令税と琉球の税を一挙に本土並みにするというのは非現実的であり、まず特権課税をやめるとというのが順序である。なお^{詳細}については大蔵省側から説明することといたしたい。

千葉※ 特にこれ以上つけ加えることはないが、この点は今後の討議において取上げることとしたい。

ランデ 布令税制による徴収額は少額であり、政治的な要素はあるが、琉球政府に責任ある財政をとらせるといふ目的からみた場合、日本政府が何故かくも強い関心を示すのか判らない。

千葉※ 金額そのものは少額なりとも赤字の一因であることには変わりなく、歳入面では米国政府の援助現少の問題、歳出面では給料、ベースアップ、不要なプロジェクトの問題等と併せ、全体として関心がある。

ランデ 問題の規模からみて、最初布令税制の問題についてのみ act するのは困る。

シュミツ 予算、歳入、税制等の問題については

そもそも米側が主要な責任を負うものであるが、非琉球人に対する課税については、特に SENSITIVE で高等弁務官がこれこそ自分の監督の下におきたいとの強い意向を表明している。高等弁務官はかかる非琉球人への特権的課税がもたらす政治的問題はよく承知しているが、他方高等弁務官は在沖米国人の代表者でもあるので、「琉球政府の財政政策は適当ならず」との米国人側よりの圧力と琉球政府側よりの圧力のバランスの問題に直面している。琉球政府側が税制改革につき改善のあとを実証しない限り、沖縄住民と在沖米国人との間の政治的なバランスの問題については、沖縄以外では討議されては困るといふのが高等弁務官の考え方である。東京で行なう討議は general policy に関するものとなるが、もしこの骨組みにつき合意ができないのであれば、本問題は一切討議しないということにしたい。

ダットン いずれにせよ専門的で複雑な問題である。

千葉※ 議論を総合すると、(1) / 972 会計年度

の米政援助、(2)1972年の収支全般、(3)累積赤字の順序で討議を続ける。(1)については、クリスマス休暇までに米側よりの資料入手次第会合することと期待する。(2)については、細目にわたる話を行わず、一般的な考え方を論ずるにとどめる、ということか。

シュミツ (2)については、非琉球人に対する課税問題を対象から除外することとした。これは骨格の中の唯一の神経である。

千葉 この問題にふれないわけにはいかない。しかし神経にはふれぬようにする。

シュミツ ランパート高等弁務官のトーキング・ポイントに関するメモ及び民政移行に関する合意文書においても、この問題は専属的に民政府に留保されるべきことが明示されている。

千葉 かかる課税権を日本側が支配するといっているわけではない。日本側がかかる民政機能に参加する上において有効な方途を見出すためには、本問題にふれずにとおることは困難である。高等弁務官の専属的な権限を犯すというつもりは全くない。

シュミツ 本問題は、日本側が助言と援助を行なう領域からはつきりと除かれている。また琉球政府に対する助言と援助についての日米相互のアプローチに本問題を組み入れることとした場合は、高等弁務官側に対する説明 (description) が問題になつてくる。

千葉 しかし、本問題を避けてとおるのは unrealistic である。

ランデ 本件につき討議してもよいが、琉球政府に対する助言と援助についての日米相互のアプローチの内容には本件を含めないこととした。

千葉 了解する。

ランデ (3)はどのように取進めるのか。

千葉 全般の問題の一環ということである。米側より資料入手次第第2回会合を行なうということとでよいか。

ランデ (1)について日本側からも日政援助の概要を説明していただきたい。また(2)についても日本側の基本的な考え方を承知いただきたい。

千葉※ (2)はよろしい。(1)について内示ベースのものであれば説明することを考慮してもよい。